

小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、小規模施設特定有線一般放送に関する届出書（添付書類を含む。以下「届出書等」という。）の事務処理手続を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、放送法（昭和25年法律第132号）をいう。
- (2) 「規則」とは、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）をいう。
- (3) 「有線一般放送」とは、規則第2条第4号に規定する一般放送をいう。
- (4) 「小規模施設特定有線一般放送」とは、法第133条第1項に規定する一般放送をいう。
- (5) その他のこの要領の用語の意義については、法、規則および行政手続法（平成5年法律第88号）に従うものとする。

(管理簿の作成等)

第3条 小規模施設特定有線一般放送事業を行う届出一般放送事業者（以下「小特放送事業者」という。）の管理を行うため、小規模施設特定有線一般放送事業者管理簿（以下「管理簿」という。）を作成する。

- 2 管理簿は電磁的方法により作成し、検索および照合が容易となるように整理保管する。この場合、管理簿に加え、電磁的方法により提出された届出書等も検索および照合が容易となるように整理保管する。
- 3 管理簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく管理簿の変更を行うこととする。
- 4 提出のあった業務区域を適切に管理し、業務区域の現状把握に努めるものとする。

(形式審査等)

第4条 届出があったときは、行政手続法の規定に基づき遅滞なく形式審査を開始するものとする。

- 2 前項に規定する形式審査は、次の各号に留意して、その記載事項について行うこと（電磁的方法による届出の提出を受けた場合にあっては、事前にコンピュータウイルスの点検を行うこと。）とし、当該形式審査をした後、各条件に適合するものは受理するものとする。
 - (1) 代理人による届出または報告の場合は、その代理は正当な手続によったものであること
 - (2) 法令に様式の定めのある届出書等については、所定の様式に従っていること
 - (3) 必要な記載事項が漏れているもの、記載の不明なものまたはその内容に明らかに不合理なものがないこと
 - (4) 添付書類は、別表に掲げる許可期限等の有効な添付書類が提出されていること
 - (5) 届出書の記載事項と添付書類との間に齟齬がないこと
 - (6) 有線ラジオ放送については、一般放送の種類が的確に記載されていること
 - (7) 届出書等が変更に係るものである場合は、当該変更に伴う当該変更事項以外の事項について変更の届出を要するものがないこと
 - (8) 小規模施設特定有線一般放送の要件に合致していること

- 3 前項各号により形式審査を行った結果、不備等のある届出書等については、適宜の方法で届出者等に連絡をとり、補正を求めるものとする。

(届出事務の整理番号)

第5条 小規模施設特定有線一般放送の業務の開始届出を受理した場合の整理番号は、記号「S I」の次に、受理した順に従って「0001」から始まる数字を付すものとする。

- 2 整理番号は受付証明により、届出者に明示するものとする。
- 3 業務の廃止等により欠番となった整理番号は、補てんしないものとする。

(受付証明)

第6条 提出された届出書等の受付証明は、当該証明のために届出者等から提出された、または必要に応じ職員が複写した届出書等の写しの1通のみに行うこととする。

- 2 前項の規定による受付証明は、提出された届出書等についての届出を受理した後に行うものとする。
- 3 届出書等の受付証明は、届出書等の写しの余白に、別記様式に定める受付印を押すし、整理番号の追記を行うものとする。
- 4 前項の規定により証明を受けた写しについて、紛失、汚損等のため、届出者等から理由を付して届出書等の受付の再証明の申出があったときは、前項に準じて処理するものとする。

(業務の廃止等)

第7条 小特放送事業者について、法第135条第1項の規定による廃止届出書または法第135条第2項の規定による解散届出書を受理した場合は、管理簿に「本届出は、抹消」と記載するものとする。
なお、抹消日は廃止届出書または解散届出書を受理した日とする。

- 2 廃止または解散の届出書を受理したときは、届出者に対して、不要となる有線電気通信設備について速やかに撤去するよう通知するものとする。

(国との情報連携)

第8条 法に定める小規模施設特定有線一般放送に係る事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるときは、総務省近畿総合通信局に対して、第5条の規定により付与した整理番号とあわせて、届出書等に含まれる情報のうち、届出者の氏名および電話番号等、設備の規模、主たる設備の設置場所等の情報を国と取り交わした書面に基づき、滋賀県個人情報保護条例（平成7年条例第8号。以下「条例」という。）に従って提供する。

- 2 法により滋賀県の所管に属するとされた小特放送事業者の実態を明らかにするために必要な情報として、前項に規定する書面に基づき、総務省近畿総合通信局から、同省同局に対する届出書等に含まれる情報のうち、届出者の氏名および電話番号等、設備の規模、主たる設備の設置場所等の情報が整理番号とあわせて提供されたときは、条例に従い適正に管理し、小規模施設特定有線一般放送に係る事務の円滑化に役立てる。
- 3 小規模施設特定有線一般放送に係る事務を行うにあたり、特定の個人が識別できない状態で国との情報連携を行う場合は、第1項に規定する書面に基づき、滋賀県セキュリティ対策基準等に従って情報を取り扱う。

(受信契約者数の記録の提出の省略)

第9条 届出に係るテレビ上の放送の同時再放送及びラジオ放送の共同聴取のみを行う有線電気通信設備の場合は、規則第169条ただし書きに規定する場合に該当するとして、記録の提出を省略する。

(資料の提出要求)

第10条 法175条に基づく報告等の処理は、適宜の様式にて行う。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

届出等提出書類一覧

事 由		提 出 書 類
小規模施設 特定有線一 般放送業務 開始届	小規模施設特定有線一般放 送の業務を行おうとする とき 【法第133条第1項、規則 第141条・第143条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書（規則別表第四十の二 号） 【正・副2部（添付書類は1部のみ）】（様式の表の部分のみ 電磁媒体での提出が可能） 以下の書類等を含む。 ・ 届出者が法人である場合には、定款または寄附行為・届出者が法人 以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分または所有者等 の承諾の事実を証する書面の写し
小規模施設 特定有線一 般放送 業務開始届 出書記載事 項変更届	届出した小規模施設特定有 線一般放送業務開始届に記 載した事項を変更しようと するとき 【法第133条第2項、規則 第144条】	小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届（規則 別表第四十一の二号） 【正・副2部（添付書類は1部のみ）】（様 式の表の部分のみ電磁媒体での提出が可能） 以下の書類等を含む。 ・ 届出者が法人である場合には、定款または寄附行為・届出者が法人 以外の団体である場合には、団体の規約 ・ 再放送の同意に係る事項 ・ 業務区域を記載した地図 ・ 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分または所有者等 の承諾の事実を証する書面の写し ※当該変更により、届出時に提出した書類に変更が生じる場合、 新たに許可等が必要となる場合に限る。
小規模施設 特定有線一 般放送 業務承継届	小規模施設特定有線一般放 送事業者の地位を承継した とき 【法第134条第2項、規則 第145条】	小規模施設特定有線一般放送業務承継届出書（規則別表第四十二の 二号） 【正・副2部（添付書類は1部のみ）】（様式の表の部分の み電磁媒体での提出が可能） ・ 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款または寄 附行為および業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送 事業者以外の団体であるときはこれに準じる書面および業務を 執行する役員の氏名を記載した書面 ・ 承継に伴い、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分 等を必要とする場合には、当該承継に係る部分の当該処分等の事 実を証する書面
小規模施設 特定有線一 般放送の業 務の廃止届 出書	小規模施設特定有線一般放 送の業務を廃止したとき 【法第135条第1項、規則 第146条第1項】	小規模施設特定有線一般放送の業務の廃止届出書（規則別表第四十 三の二号） 【1部のみ】（様式の表の部分のみ電磁媒体での提出が 可能）
小規模施設 特定有線一 般放送事業 者たる法人 の解散届出 書	小規模施設特定有線一般放 送事業者たる法人が解散し たとき 【法第135条第2項、規則 第146条第2項】	小規模施設特定有線一般放送事業者たる法人の解散届出書（規則別 表第四十四の二号） 【1部のみ】（様式の表の部分のみ電磁媒体で の提出が可能）

別記様式（第6条関係）



直径約30ミリメートル